○財務省告示第九十七号

外国政府の不動産に関する権利の取得に関する政令（昭和二十四年政令第三百十一号）第二条の規定に基づき、外国政府の不動産に関する権利の取得に関する政令により財務大臣の指定する国（昭和二十七年八月大蔵省告示第千五百三十一号）の一部を次のように改正する。

令和八年四月一日

財務大臣　片山さつき

第百八十号の次に次の一号を加える。

百八十一　モンテネグロ

附　則

この告示は、令和八年四月一日から適用する。

○経済産業省告示第五十二号

ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第百二十八条の規定に基づき、登録ガス工作物検査機関の検査を行う事業所の所在地の変更の届出があったので、同法第百六十五条第六号の規定に基づき公示する。

令和八年四月一日

経済産業大臣　赤澤　亮正

一　登録ガス工作物検査機関の名称　高圧ガス保安協会

二　変更後の事業所の所在地

高圧ガス保安協会

東京都港区虎ノ門四丁目三番十三号

高圧ガス保安協会中部支部

愛知県名古屋市中区栄二丁目十番地十九号

高圧ガス保安協会近畿支部

大阪府大阪市北区南森町一丁目四番地十九号

高圧ガス保安協会中国支部

広島県広島市中区大手町二丁目八番地四号

三　変更年月日　令和八年四月一日

○特許庁告示第三号

特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則（昭和五十三年通商産業省令第三十四号）第七十九条第一号及び第二号並びに第八十一条の規定に基づき、昭和五十三年特許庁告示第二号（国際事務局に対する手数料の金額に相当する本邦通貨の金額を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年四月一日

特許庁長官　河西　康之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
一　千三百三十スイス・フラン　二十六万四千九百円	一　千三百三十スイス・フラン　二十五万五百円
二　十五スイス・フラン　三千円	二　十五スイス・フラン　二千八百円
三　二百スイス・フラン　三万九千八百円	三　二百スイス・フラン　三万七千七百円
四　三百スイス・フラン　五万九千八百円	四　三百スイス・フラン　五万六千五百円

附　則

1　この告示は、令和八年五月一日から施行する。

2　この告示による改正後の規定（第三号に係る部分を除く。）は、この告示の施行の日以後に特許庁が受理する国際出願に係る手数料について適用し、同日前に特許庁が受理した国際出願に係る手数料については、なお従前の例による。

○環境省告示第十九号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号。以下「法」という。）第二十六条第一項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十六条第一項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる予算科目に係る補助金等の交付に関する同表の下欄に掲げる事務については、関東地方環境事務所長に委任することとしたので、同条第六項の規定に基づき告示し、令和八年四月一日から適用する。ただし、令和七年度以前の予算に係る補助金等の交付に関する事務については適用しない。

令和八年四月一日

環境大臣　石原　宏高

補助金等の予算科目	事務の内容
放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金（廃棄物処理施設モニタリング等事業及び指定解除後の廃棄物の処理促進事業に限る。）	一　法第五条の規定による補助金等の交付の申請の受理 二　法第六条第一項及び第三項の規定による補助金等の交付の決定 三　法第七条第一項から第三項までの規定による補助金等の交付の条件の付加 四　法第七条第一項第一号、第三号及び第四号の規定による承認の申請の受理並びに同項第五号の規定による報告の受理 五　法第七条第一項第一号、第三号及び第四号の規定による承認並びに同項第五号の規定による指示 六　法第八条（法第十条第四項及び第七条第四項において準用する場合を含む。）の規定による通知 七　法第九条第一項の規定による補助金等の交付の申請の取下げの受理 八　法第十条第一項の規定による補助金等の交付の決定の全部若しくは一部の取消し又は決定の内容若しくはこれに付した条件の変更 九　法第十条第三項の規定による補助金等の交付 十　法第十二条の規定による状況報告の受理 十一　法第十三条第一項の規定による補助事業等の遂行の命令